（主務大臣及び主務省令）

**第二十四条**　法及びこの政令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一　法第五条第二項、第十一条、第十七条及び第十九条の規定による認可、法第二十四条第四項の規定による意見の受理、法第二十五条第一項の規定による任命、同条第二項の規定による認可、法第二十八条の規定による解任、法第二十九条ただし書の規定による承認、法第六十四条第一項の規定による監督（法第五章及び第六章の規定を施行するために行うものを除く。）、同条第二項の規定による命令（法第五章及び第六章の規定を施行するために行うものを除く。）、法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第五章及び第六章の規定を施行するために行うものを除く。）並びに法第六十六条の規定による認可に関する事項　内閣総理大臣及び文部科学大臣

二　法第三十六条第一項の規定による認可、法第三十八条第三項の規定による報告の受理、同条第四項の規定による公表、法第三十九条第四項の規定による認可、同条第五項の規定による協議、同条第七項の規定による命令、法第四十二条第二項（法第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理、法第四十二条第三項（法第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令、法第四十五条第一項の規定による認定、同条第五項（法第四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議、法第四十五条第六項（法第四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表、法第四十六条第一項の規定による認定、法第四十七条第一項の規定による告示、報告の徴収及び命令、同条第二項の規定による公表、法第五十二条第三項の規定による認可、同条第四項の規定による協議、法第六十四条第一項の規定による監督（法第五章の規定を施行するために行うものに限る。）、同条第二項の規定による命令（同章の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（同章の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　内閣総理大臣及び経済産業大臣

三　法第五十七条第一項の規定による認可、同条第二項の規定による協議、法第五十八条第一項の規定による承認、法第六十条第一項の規定による認可、同条第二項の規定による協議、同条第六項の規定による認可、法第六十二条第一号及び第二号の規定による指定、法第六十四条第一項の規定による監督（法第六章の規定を施行するために行うものに限る。）、同条第二項の規定による命令（同章の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（同章の規定を施行するために行うものに限る。）並びに第二条第二項の規定による計算書の受理及び第二十一条第一項の規定による申請書の受理に関する事項　内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

2　法第六十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3　法及びこの政令における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一　法第三十六条第二項、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条第一項第四号、第四十五条第二項第八号、第四十六条第一項並びに第五十二条第二項の主務省令並びに法第七十一条の主務省令（法第五章の規定の施行に関し必要な事項並びに同章の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）　内閣総理大臣及び経済産業大臣の発する命令

二　法第五十八条第一項及び第三項、第六十二条第三号並びに第六十三条の主務省令並びに法第七十一条の主務省令（法第六章の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）並びに第二条第二項、第七条第十号、第八条第一項第七号及び第三項、第十三条第二項第一号及び第七号並びに第二十二条の主務省令　内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の発する命令

三　法第七十一条の主務省令（前二号に掲げるものを除く。）　内閣総理大臣及び文部科学大臣の発する命令

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

**第二条**　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十一　原子力損害賠償支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

九十　原子力損害賠償支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

**第三条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十三　原子力損害賠償支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

**第四条**　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十二　原子力損害賠償支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百五　原子力損害賠償支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

**第五条**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「株式会社企業再生支援機構」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

第四十三条第六項第五号中「限る。）」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

**第六条**　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表軽自動車検査協会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 原子力損害賠償支援機構 | 原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| | | 資本金 |

（行政手続法施行令の一部改正）

**第七条**　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険組合連合会」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十二　原子力損害賠償支援機構

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

**第九条**　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽自動車検査協会」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。